

条例による手続きをお願いします。

● 生活関連施設

不特定多数の人が利用する施設やそれに準じる施設で、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設です。

● 特定生活関連施設

生活関連施設のうち、特に整備を促進しなければならない施設です。

種類	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	病院、有床診療所、老人福祉施設、福祉センター、県庁、市町村庁舎、保健所、警察署、博物館、美術館、図書館、公衆便所、火葬場 など	すべて
	無床診療所、保育所、共同作業所、官公庁施設（上記以外）、学校、幼稚園、専修学校、集会所・公会堂等、公民館 など	用途面積100m ² 以上のもの
	劇場、映画館、パチンコ店、カラオケボックス、体育館、水泳場、ボーリング場、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食堂、レストラン、喫茶店、理・美容院、金融機関、ホテル、旅館、展示場、ギャラリー、観光施設、駐車場 など	用途面積100m ² 以上のもの
	事務所、工場等	用途面積3,000m ² 以上のもの
	共同住宅、寄宿舎	用途面積2,000m ² 以上のもの
	鉄道駅、バスセンター、バスターミナル、定期船乗り場、空港、など	すべて
	2以上の上記用途で構成される施設の共用部分	建築物全体の用途面積3,000m ² 以上のものの共用部分
建築物以外の公共交通機関の施設	プラットホーム、跨線橋、乗降デッキ など	すべて
道路	国道、県道、市町村道、大規模開発により整備される道路	すべて
公園等	都市公園、児童遊園、自然公園 など	すべて
	動物園、植物園、遊園地、大規模開発により整備される公園 など	用途面積2,500m ² 以上のもの
路外駐車場	都市計画区域内で駐車料金を徴収するもの	用途面積500m ² 以上のもの

届出等の手続き

特定生活関連施設の新築や改築などをしようとするときは、事前にその内容の届出（用途面積2,000m²以上の建築物は協議）が必要になります。



整備基準適合の表示

生活関連施設では、車いす用トイレ、エレベーターなどが整備基準に適合しているときは、建物の出入口などに、わかりやすく表示するように努めましょう。

高齢者、障害者等の意見

生活関連施設の所有者や新築・改築等をしようとする人は、施設の整備に当たって、高齢者、障害者の方などの意見を聴くように努めましょう。